

議案第43号

守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例案

守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例

守口市寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会条例（令和3年守口市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。